

各種給付を受給中の皆様へ

2004年8月以降に支給された雇用保険関係の 給付に追加給付がある可能性があります

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」で全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことにより、統計上の賃金額が低めに出ていました。この結果、同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している雇用保険の給付額に影響が生じています。

このため、2004年以降に雇用保険の給付を受給した方の一部に対し、追加給付が必要となりました（現在受給中の方も該当する場合あり）。

国民の皆様にも不利益が生じることのないよう、2004年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施します。

御迷惑をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

2004年8月以降
次の給付を受けた方
が追加給付の対象
になり得ます

- ◆基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、傷病手当
- ◆個別延長給付、訓練延長給付、広域延長給付、地域延長給付
- ◆就業手当、再就職手当、常用就職支度手当、就業促進定着手当
- ◆高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付
- ◆教育訓練支援給付金
- ◆就職促進手当（労働施策総合推進法）、失業者の退職手当（国家公務員退職手当法）等

※ 雇用保険の追加給付の平均額（1つの受給期間）の現時点の見通しは約1,400円です。

※ 2004年8月以降に給付を受けた方でも、時期や賃金日額によって追加給付の対象にならないことがあります。

雇用保険関係の給付を受給中の皆様にも現在お支払いしている額も、本来お支払いすべき額より低い可能性があります。現在、システム改修等を急いでおり、できる限り早期に、現在、お支払いしている額を適正なものにしてまいります。

そうなる前に発生してしまう追加給付分については、システムの改修などの準備を経て、できる限り速やかに、追加給付を行ってまいります。

また、2004年以降、上記の各種給付を受けられた方は、その給付についても追加給付が必要になる場合があり、それについても、システム改修などの準備を経て、できる限り早期に、順次、追加給付を行ってまいります。

今後、追加給付事務の準備状況、追加給付開始後は追加給付の進捗状況も厚生労働省ホームページにて公表してまいります。

※ 今後の手続に役立つ可能性がありますので、次の書類は捨てずに保管してください。

【雇用保険の失業等給付】 受給資格者証、被保険者証

【失業者の退職手当】 失業者退職手当受給資格証 等

【就職促進手当】 就職促進手当支給決定通知書など支給の事実が確認できる書類

※ 労働施策総合推進法の就職促進手当等は、システムによらず追加給付を行いますので、ハローワークでの確認・準備作業が終了し次第、追加給付の事務を開始いたします。



雇用保険・労災保険・船員保険の給付を受給中の皆様へ

「追加給付問合せ専用ダイヤル」 を設置いたしました

全国どこからでも通話料無料で
お電話いただけます

2019年1月11日から

2004年8月以降※に支給された雇用保険、
労災保険、船員保険の給付に追加給付がある
可能性があります。

※労災保険は2004年7月以降

以下の問合せ専用ダイヤルで御質問・御相談を受け付けます。
疑問の点は、まず御連絡ください。

こんな疑問に
お答えします

- ◆ 毎月勤労統計の関係で追加給付が発生するのはなぜ？
- ◆ どのような給付が追加給付の対象になりますか？
- ◆ いつ頃給付されたものが対象になりますか？
- ◆ 名前や住所が変わっているのですが…

★雇用保険追加給付問合せ専用ダイヤル 0120-952-807

(※事業主向け助成金の問い合わせを含む。)

★労災保険追加給付問合せ専用ダイヤル 0120-952-824

★船員保険追加給付問合せ専用ダイヤル 0120-843-547
0120-830-008

どの保険に係る問い合わせか御不明の場合、いずれの専用ダイヤルでもお問い合わせいただけます。

受付時間 平日 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15

追加給付問い合わせ専用ダイヤルは午前中混み合い、比較的午後がつながりやすい状況です。

ご相談の期限は、当面、設けません。

本件に関して、都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）、労働基準監督署、全国健康保険協会又は日本年金機構から直接お電話することはありませんので、これらをかたる電話があった場合はご注意ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク・全国健康保険協会・日本年金機構